

福岡市公報

令和7年9月18日 第7177号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次
条

次
例

ページ

○福岡市立老人いこいの家条例の一部改正（第56号）	2
○福岡市建築関係手数料条例の一部改正（第57号）	3
○福岡市営住宅条例の一部改正（第58号）	4
○福岡市公民館条例の一部改正（第59号）	6

条 例

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第56号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表福岡市立照葉北老人いこいの家の項中「香椎照葉三丁目」を「香椎照葉七丁目」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第57号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第8中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション建替え」を「要除却等認定マンション建替え又は更新」に改める。

別表第11 1の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表2の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第11 1の項及び2の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第58号

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例

福岡市営住宅条例（平成 9 年福岡市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号の 3 を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号カ中「被害者で(ア)又は(イ)」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、(ア)、(イ)又は(ウ)」に改め、同号カ(ア)中「第 3 条第 3 項第 3 号」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、「又は配偶者暴力防止等法第 5 条」を「、配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項」に改め、同号カ(イ)中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同号カに次のように加える。

(ウ) 配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する女性相談支援センターをいう。）が発行する書類その他市長が定める書類の交付を受けた者

第 42 条中「第 15 条」を「第 15 条の 2」に改める。

第50条第6項中「（地域リロケーション住宅にあつては、地域リロケーション住宅計画に基づく市営住宅の建替事業の施行に伴い住宅に困窮すると認められる者）」を削り、同項第1号中「、第4号（建替促進住宅が地域リロケーション住宅である場合に限る。）」を削る。
第55条を次のように改める。

（その他住宅の管理）

第55条 その他住宅に入居することができる者は、第4条第1項各号（被災市街地復興特別措置法第21条又は福島復興再生特別措置法第40条の規定の適用を受ける者にあつては、同項第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

2 その他住宅の管理については、前項に定めるもののほか、前章の規定を準用する。

附則第13条中「第54条第3項」の次に「、第55条第2項」を加える。

別表第1 2 博多区の表に次のように加える。

福岡市営千代六丁目西住宅	福岡市博多区千代六丁目
--------------	-------------

別表第2 博多区の項中「福岡市営大博りバーサイド住宅」の次に「、福岡市営千代六丁目西住宅」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第59号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市照葉北公民館の項中「香椎照葉三丁目」を「香椎照葉七丁目」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。